

## 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

我が国の森林は、国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有し、国民全体に様々な恩恵をもたらしており、社会的に重要な役割を担っている。

また、近年、本県における令和4年8月豪雨をはじめ、豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった災害が激甚化・多発化しており、こういった災害から住民を守るためにも森林整備の重要性はますます高まってきている。

このような森林の有する公益的機能の維持増進を実現することを目的に、令和元年度、森林整備を着実に実施していくための財源として森林環境譲与税が創設され、現在、地方公共団体においては、森林経営管理制度に基づく林業経営の集積・集約化等に取り組んでおり、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等を実施している。

しかしながら、多くの所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により想定以上のコストがかかっているのが実情であり、地方公共団体においては更なる財源確保が大きな課題となっている。

よって、国においては、森林環境譲与税について、森林整備が必要な地方自治体へより多く譲与される基準とすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年7月20日

福 井 県 議 会